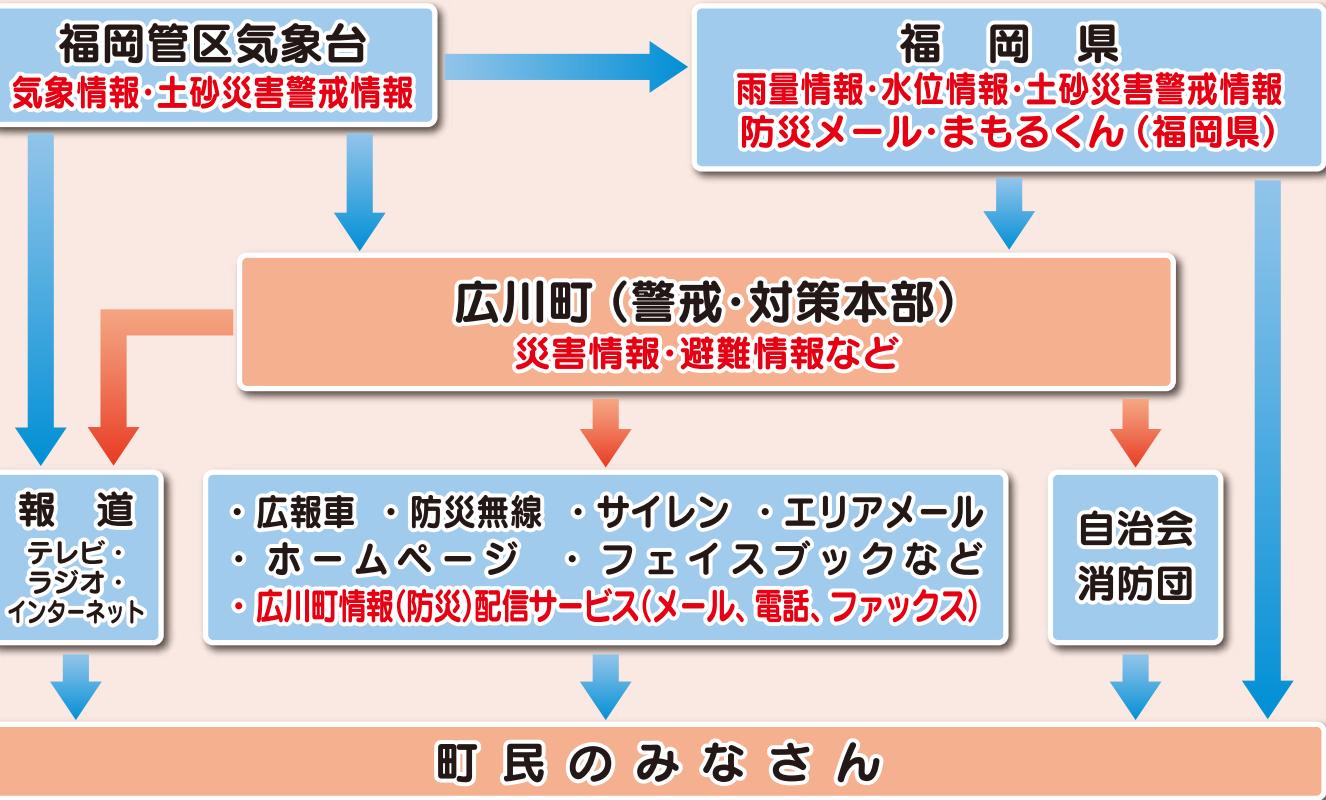




# 防災情報について

## 災害情報などの流れ



## 災害情報配信を利用しましょう

### ◆広川町情報(防災)配信サービス

広川町から直接、メール・電話・ファックスにより災害時の情報などを提供します。  
電話（固定電話、携帯電話）には自動音声で、メール・ファックスには文字情報で提供します。

[bousai.hirokawa-town@raiden.ktaiwork.jp](mailto:bousai.hirokawa-town@raiden.ktaiwork.jp)



QRコード

上記アドレスに空メールを送信し、その返信メールに従って登録してください。

### ◆防災メール・まもるくん[福岡県]

災害時の情報などを電子メールで提供します。  
地震・津波・台風・大雨などの防災気象情報、避難情報、災害時の安否情報通知、地域の安全に関する情報など必要な情報を選択できます。

[mamoru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp](mailto:mamoru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp)



QRコード

上記アドレスに空メールを送信し、その返信メールに従って登録してください。

【お問い合わせ先】福岡県防災企画課 電話：092-643-3114

## 避難情報の種類とるべき行動

災害の危険が高まり、避難が必要となる場合、町は避難情報を発表します。住民の皆さんには、情報を確認し、適切な行動をとって下さい。町の避難情報が発表されなくても危険を感じたら自らの判断で自主的に避難することも大切です。

情報の種類		発令時の状況	るべき行動
危険度 ↓ <b>低</b>	<b>自主避難</b>	気象情報などで災害の発生の危険があり、身の安全を確保するために自らの判断で避難する場合です。	町が開設した避難所やご自分で決められた避難所へ避難して下さい。避難中の食事や生活必需品はご自分で用意してください。 
	<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>	避難行動に時間をする人は、避難を始めなければならぬ状況であり、災害による人的被害の発生する可能性が高まっている状況です。	高齢者、障がい者、傷病者など支援が必要な人は、支援者とともに避難所等へ避難を始めてください。 その他の方は、家族などへ連絡や非常持出品の用意など避難準備を開始してください。 
	<b>避難勧告</b>	通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性がさらに高まっている状況です。	避難所等へ速やかに避難してください。 
	<b>避難指示（緊急）</b>	災害の前兆現象の発生や切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、または人的被害の発生した状況です。	避難中の方は確実に避難してください。 まだ避難していない方は、ただちに避難に移るとともに、その行動に移る時間的余裕がない場合は生命を守る最低限の行動をとってください。 

※なお、必ずしも段階的に発令されるとは限らないので、ご注意ください。

# 台風・前線の接近に伴う洪水を対象とした、県管理河川沿線の

## ◆市町村名：広川町 河川名：広川

時間	河川「広川」知徳橋水位 [m]	気象・水象情報	水位危険度レベル	洪水警報の危険度分布
-72h		○台風進路、前線通過予測等		
-48h		○台風説明会（福岡管区気象台）		
-24h		○警報級の可能性（高・中）の情報 ○大雨、台風に関する福岡県気象情報（隨時）  ◇大雨注意報・洪水注意報発表		
-12h	1.85	◆大雨警報・洪水警報・暴風警報発表 水防団待機水位到達	レベル1 注意	注意
	2.10	氾濫注意水位到達	レベル2 注意	警戒 3時間先までに警戒基準を超過
	2.50	避難判断水位到達	レベル3 警戒	非常に危険 3時間先までに警報基準を大きく超過
	3.00	◆大雨特別警報発表 氾濫危険水位到達 ○ホットライン（福岡管区気象台） ※台風上陸	レベル4 危険	すでに警報基準を大きく超過
-0h		堤防天端水位到達・越流	レベル5	

氾濫発生

※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、事象によって異

# 広川町の避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)

※時間経過については想定で記載しており、実際の気象経過及び状況に応じた対応が必要です。

八女県土整備事務所	広川町	住民等
<ul style="list-style-type: none"> <li>○所内体制及び町との連絡体制の確保</li> <li>○工事現場等の安全管理</li> <li>○管理施設の巡回強化</li> <li>○道路交通への安全対策</li> <li>○水防に係る水位情報伝達体制の確認</li> <li>○重要水防箇所及び水門等の場所 及び操作、連絡方法等の確認</li> </ul>	<p>【準備体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災担当者、情報収集開始           <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災体制の確認</li> <li>・気象情報を踏まえたタイムラインの確認</li> </ul> </li> <li>○対策会議（管理職）</li> <li>○水防団への注意喚起</li> <li>○避難所開設の準備</li> </ul> <p>【第1配備体制・災害警戒本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員配置（第1配備要員）</li> <li>○気象情報、水位、雨量を常時確認</li> </ul> <p>【第2配備体制・災害警戒本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員配置（第2配備要員）</li> <li>○本部班作業員、避難所開設員招集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象情報等の確認</li> <li>○ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認</li> <li>○非常用持出品の確認</li> </ul>
<p>水防地方本部設置</p> <p>■水防警報（待機）</p> <p>■水防警報（準備）</p>	<p>■水防団待機指示</p> <p>○避難所開設</p> <p>◎避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>○防災無線、携帯メール等による避難情報の受信</p> <p>○要配慮者避難開始</p>
<p>■水防警報（出動）</p> <p>■水防警報（警戒）</p>	<p>■水防団出動</p> <p>【第3配備体制・災害対策本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員配置（第3配備要員 職員の1/2）</li> <li>○予め定めた事務分掌により活動</li> </ul>	
<p>避難判断水位到達情報</p> <p>○ホットライン</p>	<p>町長</p> <p>◎避難勧告</p>	<p>○防災無線、携帯メール等による避難情報の受信</p> <p>○避難開始</p>
	<p>【第4配備体制・災害対策本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員配置（第4配備要員 全職員）</li> <li>○予め定めた事務分掌により活動</li> </ul>	
<p>氾濫危険水位到達情報</p> <p>○ホットライン</p>	<p>町長</p> <p>◎避難指示（緊急）</p>	<p>○避難完了</p>
<p>○被害状況の把握</p> <p>○緊急対策工事等の実施</p>	<p>○必要に応じて自衛隊へ派遣要請</p> <p>○避難者への支援</p>	

# 警戒レベル

## ■避難勧告等に関するガイドライン【平成31年3月内閣府】

平成30年7月豪雨では、様々な情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため多くの住民が活用できない状況でした。これを踏まえ、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供することとなりました。

警戒レベル	住民がとるべき行動	広川町が発令する避難情報等	気象庁などが発表する防災気象情報
警戒レベル 5 警戒レベル 4 <b>全員避難</b>	既に <b>災害が発生</b> している状況です。 <b>命を守るための最善の行動</b> をとりましょう。	実際の災害発生情報 避難指示(緊急) 避難勧告	大雨特別警報 氾濫発生情報など 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報など
警戒レベル 3 <b>高齢者等は避難</b>	<b>避難に時間をする人（高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難</b> をしましょう。その他のは、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <b>避難行動を確認</b> しましょう。		大雨注意報 洪水注意報
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。		早期注意情報 警報級の可能性など

- ①町は気象情報だけでなく、河川の水位や小規模な災害の発生状況など、様々な情報をもとに避難情報を発令する判断を行います。必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が同時に発令されるわけではなく、住民は自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとりましょう。
- ②避難指示（緊急）は、避難勧告と同じ警戒レベル4の位置付けですが、避難指示（緊急）は地域の状況に応じて、緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令するもので、必ず発令されるものではありません。住民は避難勧告が発令され次第、避難指示（緊急）を待たずに速やかに避難行動をとりましょう。
- ③洪水で警戒レベル4が既に出ていた中で、土砂災害で警戒レベル3が出る場合、洪水の危険性が4から3に下がったわけではなく、洪水は4のままで、土砂災害の3が追加され、その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があり、災害の危険度がかなり高まったと捉えなければなりません。